

研修会種別及び実施機関（施設）区分

1. 研修会種別

2021年12月1日現在

研修会種別	研修会の定義
(1)集合研修	<p>研修を受けようとする者が定められた場所（会場）に集合して行うもので、講師がおり、かつ次の①から③までのいずれかであること。ただし、見学は含まない。なお、テキストがあることが望ましい。</p> <p>①講師による講義形式のもの（座学） ②適切な施設において講師の指導のもとで実技を行うもの（実習） ③①及び②の適切な組み合わせのもの</p>
(2)学術集会	<p>定められた場所（会場）で開催され、会員又はそれに準ずる者が参加するものであり、学術的な主題を掲げ、それに関する専門家の講演、研究成果の発表、主題に関わる事項の討論などから構成されること。なお、要旨集があることが望ましい。また、1つの学術集会であって複数日から構成されるものは、連続した日程であること。</p>
(3)e-ラーニング研修	<p>現時点では受付をしておりません。後日の受付となります。</p>
(4)ウェブ利用研修（集合研修即時配信）	<p>配信場所が定められており、その場所から、次のいずれかに該当するものの画像及び音声（録画したものを除く。）をインターネットにより伝送して、研修を受けようとする者が受講するもの。ただし、見学的なものは含まない。実習を内容とする場合は、その実施方法等を十分検討し、実演の見学に過ぎないものとならないようにすること。なお、テキストがあることが望ましい。</p> <p>①講師による講義形式のもの（座学） ②適切な施設において、講師の指導のもとで実技を行うもの（実習） ③①及び②の適切な組み合わせのもの。</p> <p>また、電子的かつ自動的に、受講確認が行え、受講の開始及び終了の時刻が記録され、保存されること。</p>

<p>(5) ウェブ利用研修（学術集会）</p>	<p>配信場所が定められており、その場所から、「学術集会」*に該当するものの画像又は音声をインターネットにより伝送して、参加者が受講するもの。伝送する画像又は音声は録画したものも一部認める（全部は認められない。）が、その範囲等は開催申請時に記載することとし、許可された範囲内で実施するものとする。なお、画像又は音声を録画したものを一定の期間に亘って受講できるように配信することは対象外である。</p> <p>また、電子的かつ自動的に、受講確認が行え、受講の開始及び終了の時刻が記録され、保存されること。</p> <hr/> <p>定められた場所（会場）で開催され、会員又はそれに準ずる者が参加するものであり、学術的な主題を掲げ、それに関する専門家の講演、研究成果の発表、主題に関わる事項の討論などから構成されること。なお、要旨集があることが望ましい。また、1つの学術集会であって複数日から構成されるものは、連続した日程であること。</p>
--------------------------	---

「学術集会」*

2. 実施機関（施設）区分

2021年12月1日現在

実施機関（施設）区分	PECS画面の表示文字
①国	国
②地方自治体	地方自治体
③独立行政法人又は地方独立行政法人	独立行政法人・地方独立行政法人
④個別の法律によって設立された法人	個別法律設立法人
⑤大学薬学部又は薬科大学	大学薬学部・薬科大学
⑥法人（国、地方自治体、独立行政法人又は地方独立行政法人、個別の法律によって設立された法人又は学校法人に限る。）の附属又は設立する医療機関又は研究所	法人附属等医療機関・研究所
⑦学会（日本学術会議に登録されているもので学会名鑑に掲載されているものに限る。）	学会（学会名鑑掲載）
⑧公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	社団・財団・特定非営利活動法人
⑨協同組合で、業務が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	協同組合
⑩任意団体で、目的が薬学、薬事又は薬剤師に関わるもの	任意団体

注1：学会名鑑に掲載されている学会で、社団法人等の法人であるものは、⑦又は⑧の任意の方で申請することができます。

注2：学会名鑑に掲載されていない学会で、社団法人等の法人であるものは⑧になり、法人でないものは⑩になります。

注3：学会名鑑に学会（本部）が掲載されていても、その支部や部会は本部とは別団体となるため、掲載されていることにはなりません。

上の2の記載にしたがって申請してください。

注4：社団法人等の法人となっていない薬剤師会・病院薬剤師会は⑩になります。

3. 研修会種別に関して提出が必要な書類

2021年12月1日現在

(1)集合研修実施機関	①必要なパーソナルコンピューター（台数の記載を含む。）及び通信回線を有するか又は随時利用できる状態にあることを記載した書類
(2)学術集会実施機関	
(3)e-ラーニング研修実施機関	受付開始時に示します。
(4)ウェブ利用研修（集合研修即時配信）実施機関	<p>ア インターネットにより画像及び音声を伝達できる設備を有しているか又は常時使用できる権利を有していること。</p> <p>イ 受講者の受講開始及び終了を電子的に確認する手段及びその記録を保存できる手段を有していること。</p> <p>ウ 不正受講防止の手段を有していること。</p> <p>エ 受講者が不正を行った場合の対処方法を有していること。</p>
(5)ウェブ利用研修（学術集会）実施機関	<p>オ 受講者の氏名及び薬剤師名簿登録番号を収集すること。また、氏名又は薬剤師名簿登録番号の提出を拒む者は受講者から除外すること。</p> <p>カ 受講者データの本財団への提出に必要な設備を有していること。</p> <p>キ 受講者データを本財団に提出したことを受講者に適切に通知できること。</p> <p>ク 受講者にかかる記録を本財団が定める期間保存できること。</p>

4. 実施機関（施設）に関して提出が必要な書類

2021年12月1日現在

①国	①不要
②地方自治体	①不要
③独立行政法人又は地方独立行政法人	①不要
④個別の法律によって設立された法人	①不要
⑤大学薬学部又は薬科大学	①不要
⑥法人（注：限定あり）の附属又は設立する医療機関又は研究所	①設立母体の名称を記載した書類
⑦学会（注：限定あり）	①学会名鑑の当該学会掲載部分の写し
⑧公益社団・財団法人、一般社団・財団法人又は特定非営利活動法人	①登記簿謄本
	②定款の写し
⑨協同組合	①登記簿謄本
	②定款の写し
⑩任意団体	①会則
	②代表者届（代表者の実印を捺印したもの）
	③代表者届に記載した代表者の印鑑証明書
	④申請日から過去1年間に実施した研修会等の開催実績（開催日及び研修会等の名称）の一覧